13　第七項の規定は前二項に規定する株式等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法の選定について、第八項の規定はその株式等の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合について、それぞれ準用する。

14　前三項の規定は、法第六十六条の六第四項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第三十九条の十七の二第五項中「（買入消却を含む。）」を削り、「限る」の下に「。以下この項において同じ」を加え、「おける帳簿価額」を「会計帳簿に記載された金額」に、「直前における総資産の帳簿価額」を「償還の日を含む事業年度の前事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額（当該償還の日を含む事業年度において取得をした債券がある場合には、当該総資産の帳簿価額に当該債券の当該償還の直前に会計帳簿に記載された金額を加算した金額）」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「（当該負債の利子の額の合計額のうちに同号に規定する直接要した費用の額の合計額として同号に掲げる金額の計算上控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項の次に次の四項を加える。

5　法第六十六条の六第四項第三号に規定する差益の額は、銘柄を同じくする債券（以下第七項までにおいて「同一銘柄債券」という。）の償還（買入消却を含む。以下この項、次項及び第九項において同じ。）を受けるごとに、その償還金額（同号に規定する償還金額をいう。次項において同じ。）が、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の債券の取得価額を基礎として移動平均法（債券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄債券の取得をする都度その同一銘柄債券のその取得の直前の帳簿価額とその取得をした同一銘柄債券の取得価額との合計額をこれらの同一銘柄債券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により算出したその同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額にその償還を受けた同一銘柄債券の数を乗じて計算した金額を超える場合におけるその超える部分の金額とする。

6　法第六十六条の六第四項の内国法人は、前項の規定にかかわらず、同一銘柄債券の償還を受けるごとに、その償還金額が、法人税法施行令第百十九条の規定の例によるものとした場合の債券の取得価額を基礎として総平均法（債券を銘柄の異なるごとに区別し、同一銘柄債券について、事業年度開始の時において有していたその同一銘柄債券の帳簿価額と当該事業年度において取得をしたその同一銘柄債券の取得価額の総額との合計額をこれらの同一銘柄債券の総数で除して平均単価を算出し、その算出した平均単価をもつてその一単位当たりの帳簿価額にその償還を受けた同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額とする方法をいう。）により算出したその同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法は、債券の種類ごとに選定するものとする。

7　前二項に規定する同一銘柄債券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

8　法第六十六条の六第四項の内国法人は、その債券につき選定した一単位当たりの帳簿価額の算出の方法を変更しようとする場合には、あらかじめ納税地の所轄税務署長の承認を受けなければならない。

第三十九条の二十の六第二項中「特定所得の金額（法第六十六条の九の二第四項に規定する特定所得の金額をいう。以下この項において同じ。）を計算する場合において、当該特定所得の金額に係る第三十九条の十七の二第二項に規定する源泉税等の額があるとき」を「法第六十六条の九の二第四項第一号に規定する政令で定める日」に改め、同条第三項中「に規定する政令で定めるところにより計算した金額、同項第二号に規定する政令で定めるところにより計算した金額及び同項第三号」を「及び第二号」に、「から第五項まで」を「及び第四項」に改め、同条第五項中「金額（当該」を「金額（」に改め、「法人所得税」の下に「（法人税法施行令第百四十一条第二項第三号に掲げる税を除く。）」を加え、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「以下この項」の下に「及び次項」を加え、同項を同条第九項とし、同項の次に次の三項を加える。

10　法第六十六条の九の二第四項第六号及び第七号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が有する特許権等（同項第六号に規定する使用料に係るものに限る。）又は船舶若しくは航空機（同条第四項第七号に規定する対価の額に係るものに限る。次項において同じ。）に係る償却費の額につき、第三十九条の十七の二第十六項又は第十七項の規定の例により計算した金額とする。

11　第三十九条の十七の二第十八項及び第十九項の規定は、特定外国法人が有する特許権等又は船舶等に係る償却費の額につき、前項の規定により同条第十六項又は第十七項の規定の例により計算する場合について準用する。

12　法第六十六条の九の二第五項第一号に規定する政令で定める金額は、第三十九条の十七の二第二十項の規定の例により計算した金額とする。

第三十九条の二十の六第三項の次に次の五項を加える。

4　第三十九条の十七の二第五項から第八項までの規定は、法第六十六条の九の二第四項第三号に規定する差益の額について準用する。

5　法第六十六条の九の二第四項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、特定外国法人が当該事業年度において支払う負債の利子の額の合計額につき、第三十九条の十七の二第九項の規定の例により計算した金額とする。

6　法第六十六条の九の二第四項第四号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、株式等の同号に規定する譲渡に係る原価の額につき、第三十九条の十七の二第十一項又は第十二項の規定の例により計算した金額とする。

7　第三十九条の十七の二第十三項の規定は、株式等の前項に規定する譲渡に係る原価の額につき、同項の規定により同条第十一項又は第十二項の規定の例により計算する場合について準用する。

8　第三十九条の十七の二第十四項の規定は、法第六十六条の九の二第四項第五号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。

第三十九条の二十一中「第十三条第一号」を「第十三条第二号」に改め、「、土地」を削る。

第三十九条の二十二第二項第一号及び第四号中「補てんする」を「補塡する」に改め、同項に次の一号を加える。

十三　独立行政法人農畜産業振興機構法第十条第二号に掲げる業務のうち畜産業の振興に資するものとして財務省令で定める事業に係る業務（財務大臣が指定する基金に係る業務に限る。）

第三十九条の二十二第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第四項中「第二項第十号」の下に「又は第十三号」を加える。

第三十九条の二十三第一項第一号を次のように改める。

一　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　実績判定期間における経常収入金額（(1)に掲げる金額をいう。次項において同じ。）のうちに寄附金等収入金額（(2)に掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、(2)及び(3)に掲げる金額の合計額）をいう。次項において同じ。）の占める割合が五分の一以上であること。

(1)　総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。(1)において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下この条において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額

(2)　受け入れた寄附金の額の総額（第四号ニ及び第十七項第二号において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金の額のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。第十七項第二号において同じ。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額

(3)　社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち(2)に掲げる金額に達するまでの金額